

令和 3 年第 12 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年12月22日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第26号	農業振興地域整備計画の変更に係る協議について	1件
議第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
報第22号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	

事務局 個別事業計画について説明する。大薮町字八幡前の土地について。該当地は東西に走る市道 912600 線と南北に走る市道 914800 線の交差点部分を環状交差点、いわゆるラウンドアバウト方式に改良を行うもの。すでに 4 方のうち、3 方は改良済で今回の改良により環状交差点が完成する。また、改良部分以外に耕作の利便性が低下する農地部分を一時避難場所及びポケットパークの設置を土地収用法に基づき実施するもの。

事務局 大針町字上畑の土地について。昭和 54 年 1 月 22 日から住宅の庭としてこの土地に越境して使用されていた。この土地の所有者は■■■さんで、当時の住宅及び庭の所有者である■■■■さんとは越境の事実についてお互いに了解していた。昨年、息子にあたる■■■さんが住宅を処分するにあたり、境界の問題を解決するために裁判をされた。その結果、令和 3 年 6 月 1 日に時効取得ということで和解判決が出たもの。これにより当該地の一部、39 m²分が令和 3 年 7 月 8 日に■■■■さんに所有権移転し、その後■■■さんに相続された。庭の部分については、以前から農地として使用されていないことから除外申請を受けたもの。

事務局 今後の予定は、2 月に農業振興推進協議会の審議、その後県との協議、公告・縦覧・異議申立てを経て、再度県への変更協議申請を行い、5 月又は 6 月に県から変更決定される予定。

議長 議第 26 号について、意見があれば発言願う。

1 番 ラウンドアバウト方式の交差点について、残っていた 1 方について土地所有者の同意が得られたのだと思う。ここの交差点は毎月のように事故が起きており、信号機設置が 30 区の要望事項の一つであったが、信号機設置が困難なため、この方式の交差点となった。大針町の■■■さんの住宅地については、線引き前の昭和 54 年当時、土地代を■■■さんは頂いているようで、越境部分の地目変更手続きがされないまま今日に至ったことにより、このような方法で解決された。裁判所での和解というのも書類一枚書いただけのようだ。

議長 他に発言はないか。

7 番 ラウンドアバウト方式とかポケットパークとはどのようなもの

か。

議長 （ホワイトボード上で図を描きながら）ラウンドアバウト方式は信号機を付けずに交差点を車が安全に通行できる方法。交差点には時計回りで進入する。多治見では初めての導入になるので注意しないといけない。ポケットパークは市の用地買収交渉の結果によるもので、交差点に隣接して小さな公園ができることになったもの。

事務局 補足すると交差点の円の中に入るときは必ず一時停止が必要。交差点内の車が優先通行となる。

議長 他に発言はないか。

（発言なし）

議長 他に発言がないので、議第 26 号について採決を行う。議第 26 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、議第 26 号は承認することに決定する。それでは 10 番鈴木委員の退室を解きます。

（10 番鈴木委員入室）

議長 次に議第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 27 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■郡■■■町■■■■■■■■番地、■■■
■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■。土地は 2 筆。1
筆目。根本町 7 丁目■■■番■、田、952 m²。2 筆目。根本町 7 丁目■■■
番、田、121 m²。2 筆合計 1,073 m²。■■■さんの経営面積は 2,077 m²あ
るが、このうち根本町 7 丁目■■■番■の農地が消防用地として収容を受
けており、その関係で代替地を探しておられ、市の用地課から斡旋を
受け、今回の申請に至ったもの。■■■さんはこれまでも田んぼをやって

おられ、取得後も引き続き地域農業の維持・発展に協力するとのこと。

議長 議第 27 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

8 番 今現在、これらの農地については■■■さんが草刈りをし、きれいに起こされた状態となっている。昨年は草が生えた状態だった。それ以前は「根本まちづくり」が耕作をしていた。話が合ったように消防用地のために農地を手放されたが、これまでと同程度の規模を希望されて農地を譲り受けることになった。これからも農業をやられるということでこのようなきれいな田んぼにしてもらえれば有難い。

議長 多治見市には、南消防署、北消防署、笠原消防署と 3 つの消防署がある。北消防署が老朽化していることがあり、移転先として北エリアの中心に位置する根本町に選ばれた。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 27 号について採決を行う。議第 27 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 27 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 22 号について事務局より説明願う。

事務局 5 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■。譲受人、■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は平井町 6 丁目■■番■■、田、現況雑種地、839 m²。転用目的は一般個人住宅。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、名古屋市東区葵 3 丁目 12 番 7 号、株式会社 J. o w l。譲受人、■■■市■■■■町■■丁目■■番地■■、■■■

■■■■。土地は喜多町 2 丁目■■番■、畑、現況雑種地、75 m²。転用目的は進入路。令和 2 年 12 月に同じく進入路の転用届が出ており、今回の譲渡人の株式会社 J. o w l に所有権移転しており、写真の通りブロックを使って進入路の形にされていた。それを■■■さんに所有権移転するもの。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■番地、■■■。譲受人、可児市今渡 1272-1、オープンハウス株式会社。土地は虎溪山町 2 丁目■番■、畑、318 m²。転用目的は宅地造成。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■番地、■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番 11 号、一建設株式会社。土地は生田町 3 丁目■■■番、田、315 m²。転用目的は分譲住宅。2 区画分を作られるとのこと。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■番地、■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■番、■■■■■■外 1 名。土地は虎溪山町 2 丁目■番■、畑、511 m²。転用目的は一般個人住宅。譲渡人は申請番号 3 と同じ。

議長 報第 22 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 22 号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

(発言なし)

議長 発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 該当の委員さんにはご面倒をおかけすることになるが、人・農地プランの策定を予定している。年明け 1 月から 2 月にかけて南姫地区、池田南地区で話し合いの機会を設けさせていただく。改めて出席をお願いすることになるのでご承知おき願いたい。

事務局 何度か総会で連絡をさせて頂いている、国際陶磁器フェスティバル美濃のチケット払い戻し方法について。ホームページ上の情報が

更新されたので印刷してお配りしている。払い戻し依頼書の様式が 1 月 4 日以降に公開されるとのことなので、ご自宅での印刷が難しいという委員はご連絡頂ければ、対応させていただく。

事務局 コロナの状況にもよるが、次回総会の後に懇親会を予定している。出席できない方は事務局までご連絡ください。

事務局 次回の総会開催日は、1 月 26 日水曜日の午後 4 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 12 月 22 日

議事録署名

5 番

6 番

議長